
研究論文

フランソワ・クオン
－植民地期カンボジア王国司法大臣の弟－

François Khûon:
The Brother of the Ministry for Justice of the Kingdom of Cambodia
in the Colonial Period

北川 香子^{1)*}

Takako KITAGAWA^{1)*}

Abstract

Because the Cambodians of the colonial period were regarded as mere subordinates, most researchers did not pay attention to kings and mandarins as persons, although they played important roles. Thus, we know nothing about their lives, economic foundations, human relationships, etc. This paper is intended to draw the life history of a mandarin, François Khûon, a descendant of an Euro-Cambodian Catholic community which settled in Ponhea Lueu from the 16th century.

Khûon was educated in France for more than 11 years, and after coming back to Cambodia, first served in the royal palace as a chief of engineers, then was appointed as a provincial governor. His elder brother, Alexis Louis Chhun, was the Minister for Justice, and he and his brother intimately associated with the King, members of the royal family, and other ministers. Even after Khûon became a senior official with the title of Okña, and had a wife and a son, he was always under the protection of his elder brother, Chhun, who compensated for his failures. Chhun's role as the guardian of the family members seems to be succeeded by his son-in law, Mao, who was the Acting Military Minister then.

Key words

フランス植民地支配、カンボジア王国高官、カンボジア国立公文書館
French colonial rule, Mandarins of the Kingdom of Cambodia,
National Archives of Cambodia

¹⁾ 順天堂大学国際教養学部 (Email: kitagawatakako@mbr.nifty.com)

* 責任著者：北川 香子

[2018年8月29日原稿受付] [2019年1月22日掲載決定]

はじめに

カンボジアの王制は、1970年にロン・ノルのクーデターで廃止された後、20年以上を経て、1993年に国際連合カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の監視下で行われた選挙を経て復活し、現在にいたる。この期間がむしろ例外的な断絶で、いわゆる植民地期、1863年条約による保護国化から、1953年のシハヌーク王(在位1941～55年、1993～2004年)による完全独立達成までの期間も、フランスの保護下でカンボジア王権は存続していた。内戦以前のシハヌーク王の生活空間や、近い人間関係には、植民地期の宮廷の雰囲気は継承されていたと思われる。さらに宮廷との縁故は、現代政治史の様々な局面で注目されている。例えば個人としてのポル・ポト(1928～98年)に関する説明では、コムポン・トム Kompong Thom 地方の農民の出自で、姉の1人はシハヌーク王の祖父モニヴォン王(在位1927～41年)の王宮の踊り子で、同王の側室であったことが特記される(今川, 2008, pp.417-418)。

フランス植民地当局もまた、現地人官吏と宮廷との縁故に、一定の注意を払っていた。個々の現地人官吏に関して半期ごとに作成されていた「身上書」には、「王宮あるいは首都の高官と直接の関係があるか」を問う欄が設けられている。ただしカンボジア史では、王家以外に有力者の家系、「貴族」の系譜が知られていない。前植民地期、アン・ドゥオン Ang Duong 治世(1848～59年)のカンボジアを訪れたヨーロッパ人旅行者たちは、王が王宮のみならず、行幸先でも多数の廷臣に取り巻かれていたこと、身近に大勢の女性を従えており、その大半は高官の娘で、王の寵愛を得て父や兄弟を昇進させるべく、競い合うようにして王の後宮に送り込まれていたことなどを記している(北川, 2001, pp.191-196)。ここから王や王族の妻妾の大部分が高官の縁者であったと想定されるが、『王朝年代記』に記述があるのは、子どもを産んだうちのさらに一部に限られており、そのなかで

も出自が記される例はごく稀である。また『王朝年代記』では、主に戦争や内乱に関する記述のなかで、王の命を受けて活動する軍事指導者、あるいは反乱の首謀者として、オクニャー Okña などのタイトルを持つ大臣や知事たちが登場する。しかし彼らの家系に関しては、父子や兄弟までがせいぜいで、それ以上の系譜は判明しない。家譜等の存在は、全く知られていない。すなわちカンボジア王国の政治的、文化的中枢を担っていたのがどのような人々で、どういった経済的基盤を持ち、どのような生活をしてきたのかについては、全く分かっていないのである。

例外はヨーロッパ人との交渉を担うことがあった、ポルトガル系カトリック教徒の子孫、モンテイロ Monteiro 家で、ヨーロッパ人の記録にも登場する機会があることから、1811年頃からポル・ポト時代頃(1975～79年)までの人物名が判明している(北川, 2009, pp.92-94)。もう一つの例外は、1794年から1907年まで、シャムの朝貢国であったバット・ダムバーン Battambang の太守を世襲した、元カンボジアの宰相バエン Baen の一族である(北川, 2013, p.1)。またようやく近年になって、植民地期の歴代司法大臣の経歴に関する詳細な研究が提示され始めた(傘谷, 2016; 傘谷, 2017)。

植民地期になると、現存する文書史料の量は飛躍的に増大し、個々の人物に関する詳細な情報が得られるようになる。しかし現在までに研究対象とされているのは、政治史の登場人物として、それぞれの人物が果たした役割か、政治的エリートとしての個々人の経歴である。この時代を生きた人々にとって、自分たちが戴く王を王たらしめているものとして、庶民とは別格の、特別な血筋すなわち王族の存在と、それを取り巻く廷臣たちがかもし出す、煌びやかな雰囲気演出が不可欠であったと考えられるが(北川, 2017, pp.27-28)、王族や廷臣たちの家族、女性や子供、官職にない兄弟や親戚たちを含めた生活風景や交際のありようなどについては、

全く関心が向けられてこなかった。そこで本稿では、モンテイロ家と同じ土着化したポルトガル系カトリック教徒といわれている、フランソワ・クオン François Khûon (1860年～?) という人物を取り上げ、これらの状況を描き出していきたい。

クオンの兄アレクシス・ルイ・チュン Alexis Louis Chhun (1853～1924年) は、13歳からフランスの通訳を務め、最終的にはカンボジア王国の司法大臣にまで昇進した人物である(北川, 2009)。弟のクオンは最初、プノム・ペンの王宮に勤め、その後、知事として地方に赴任した。クオン自身は何の功績も挙げておらず、カンボジアの政治史に足跡を残していない。しかしながら廷臣の子弟として、比較的早い時期にフランスで長期間の教育を受け、マリカ Malika 王女 (1872～1951年) ら王族とも親しく交際していた。マリカ王女はノロドム王 (在位 1860～1904年) の娘で、母親はモンテイロ家の出自といわれている。夫は同じくノロドム王の子で、1900年のパリ万博のために渡仏した際に、フランスの植民地支配を批判し、当時は国外追放の身となっていた、ユカントール Yukanthor 王子 (1860～1934年) である(北川, 2018b)。兄のチュンは、1901年から、王室費経理官として復職する1904年まで、失脚していた時期があったが、その原因は王の庫の金銭の不正流用疑惑に加え、ユカントール王子との同調が疑われたためであるといわれている(傘谷, 2017, p.48)。

なお本文中では、典拠とした文書がカンボジア語の場合は *k*、フランス語は *f*、原文の場合は *o*、訳文は *t* とし、例えばカンボジア語原文は (*ko*) などと、逐次括弧書きで表示していくことにする。

1. クオンの出自と職歴

プノム・ペンの国立公文書館が所蔵するクオンの個人ファイル¹⁾、RSC25449に含まれる身上書 (*fo*) には、クオンはオクニャー・プラディ

ト・ニエイヴェト・ヤン²⁾ Pradit Néayvet Yang の息子として、1860年にプノム・ペン市第3区で生まれたとある³⁾。兄チュンの書類では、父の名はポール Paul・ヤン、王宮の土木局長を務めていたと記されている。ヤンは商人とも官人ともいわれており、1863年に着任したフランス人行政官ド・ラグレ de Lagrée の邸宅建設に関わったことが分かっている(傘谷, 2017, p.47)。クオン自身は51歳時点で寡夫、息子が1人、娘はなし、カンボジア王から金メダル3個を授与されていた。「(寺院あるいはコレージュでの) 教育」の欄には、パリで11年3か月間教育を受けた旨が記されている。さらに「特別な能力」の欄に、「極めて流暢にフランス語を話す」、「外国語」の欄に、「アンナム語 (ベトナム語)」と記入されている。

職歴は、1904年8月15日から1908年8月31日まで王宮内の土木局長、1908年9月から1912年までトボーン・クモム Thbong-Khmum 地方の知事、1913年7月31日からコムポン・シエム Kompong-Siem 地方の知事を務めており、両地方ともに彼の後任となったのが、先論で取り上げたイア・カウ Ea Khau (1860年～?) である(北川, 2018a)。クオンは王宮内の土木局長としてオクニャー・バムロン・リエチ・ニヴェース Bamrong Réach Nivés、トボーン・クモム知事としてオクニャー・アーチューン Archoun、コムポン・シエム知事としてオクニャー・モントレイ・ペアッカデイ Montrey Phéackdey というタイトルを与えられている。知事としてのタイトルは、イア・カウに付与されたものと共通する。一方王宮内の土木局長という職は、父ヤンと共通しているが、タイトルが異なっている。クオンのタイトル、オクニャー・バムロン・リエチ・ニヴェースは、1908年9月8日付王令により、彼の離職時点をもって廃止されているので、随時、何らかの必要が生じた際に設けられる職であったのかもしれない。

クオンの身上書には、2回の譴責の記載があ

る：①土木局長であったとき、借金をめぐってマリカ王女から訴えられた際に、虚偽の国籍申告をしたという理由で、1909年7月5日付大臣令により譴責を受けた。②トボーン・クモム知事であったとき、職務怠慢という理由で、1912年11月22日付大臣令により譴責を受けた。さらに③コンボン・シエム知事であった1915年2月には、サーラー・カエト Salakhet（地方役場）内で公金窃盗事件が発生している。

このうち①の事件に関わる文書群からは、宮廷に勤める高官としてのクオンやその親族と、王、王族や他の高官たちとの具体的な交流の様子が明らかになる。そして②③からは、宮廷に近い高官の子として生まれ、長期間にわたってフランス本国で教育を受け、経済的にも恵まれた境遇で育ったクオンの勤務態度と、それに対するフランス人植民地官吏の評価が明らかになる。彼とは対照的に、下級地方官の子であったイア・カウと比較することで、フランス植民地当局がどのような現地人人材を求め、どのように採用・育成していたかを考える上で、重要な情報を得ることができる。以下2章で①、3章で②③の文書群を取り上げていくことにする。

2. 廷臣としてのクオン

2.1. マリカ王女の訴え

王女は最初、①1907年11月23日付の書簡でクオン夫妻に対する不満を王に訴え、②1908年1月12日付で理事長官宛書簡 (*ko, ft*)、③同年3月1日付で補足書類を提出した。①③は王宮大臣の1908年7月27日付王宛書簡 (*ft*) に引用されている。

王女は①で、1907年のシーソヴァット王（在位1904～27年）のバット・ダムバーン、シエム・リエブ Siem-Réap 行幸の前後に、クオンと妻のニエン Néang⁴⁾・チューラン Chulan が無礼を働いたとして、以下に要約するような事項を訴えた。

1907年9月9日、クオン夫妻は行幸に随行するため、王女から銀400\$と「ダイヤモンドの粒をあしらったペンダント状のブローチ」を借り受け、後者を100\$で質入れし、計500\$で、ポニエ・ルー Ponhéa-Lu 地方⁵⁾の知事からジャンク船「トゥック・ヴル Touk Vil 号」を購入した。王女はクオンの兄、チュンと懇意で、彼を信頼していたため、正式な証書の作成を求めなかった。一方クオンは、バット・ダムバーンから戻り次第、船を売却して100\$を調達するか、あるいは給料から月賦で100\$を支払うと約束した。王女は利子は不要と答え、彼らと同船して旅行することを希望した。クオンはこれを了承し、王女は櫂12本と索具、カーテン、莫塵、絨毯、漕ぎ手12人分の衣装を購入した。

ポニエ・ルー地方に到着した際、王女が同地方の知事に会いに行きたいと言うと、チューランが叫んで抗議したので〔理由は記されていない〕、王女は気分を害して船を降り、「中国人の汽艇」⁶⁾でシエム・リエブに向かい、そこから舟でチュー・クマウ Chhoeu-Khmau 村に行った。

王がプノム・クラオム Phnom Krom⁷⁾に到着し、王女がジャンク船に残してきた絨毯を返却するようクオン夫妻に求めたところ、拒絶された。王女が咎めると、チューランは、「私は絨毯を返さないとは言っていないが、必要ならば自分で探しに来いと言った」と、大声で言い返した。王女が不適切な発言だと指摘すると、クオンは「普通だ」と答えた。またチューランは、「王女が先に無礼な口をきいたので、自分も、9ポアン pân⁸⁾の位階を持つ自分の夫も、無礼な口をきき返ただけだ」と言い返し、「王女が自分の品物を誰かに任せるとを怠って〔後に王女のもとに届けるよう、誰かに言い置いておかなかったという意味であろう〕、ジャンク船のなかに置き去りにしておきながら、後から人を遣ってそれらを取り返そうとしている」と非難した。王

女が、「私の銀 500 \$ を使ってこのジャンク船を買ったのではないか〔自分の船同然なので、誰かに品物を任せる必要などないという意味か〕」と言うと、チューランは、「否、私の銀であって、ほかの誰かの銀で買ったのではない」と言い返し、絨毯 4 枚を王女に返した。

次に王女は②で、クオン夫妻が王女から借銀を重ね、それを返済していないと訴えた。以下は要約である。

〔1907 年の〕中国正月の前、チューランが、中国正月に身に着ける装身具を借りて来た。中国正月の後、王女は数回にわたって装身具の返却を催促した。チューランは「ダイヤモンドとルビーをあしらったブローチ」以外を返却し、そのブローチを銀 150 \$ で買い取りたいと言い、夫のクオンが 1 か月以内に代価の銀を支払うと保証した。しかし 1 か月が過ぎても支払いはなされなかった。その後クオンから、ブローチの代価 60 \$ を召使に持たせるという書簡が届き、王女は 60 \$ を受け取ったので、この時点での未返済額は 90 \$ となった。

1907 年 5 月 2 日、クオンの兄チュンの婿、ニエイ Néay⁹⁾・トゥム Toum が訪れ、困窮を理由に、書類を作成して銀 600 \$ を借りたいといった。王女は手元に銀を持っていなかったため、「ダイヤモンドをちりばめた腕輪」をクオンとチューランに渡して質入れさせた。その後、王女がチュンに事情を伝えると、チュンがトゥムに代わって 300 \$ を返済したので、この時点でのトゥムの負債額は銀 300 \$ となった。

1907 年 9 月 1 日、クオンが王女から銀 100 \$ を借りた。したがってクオンとチューランの負債額は、合計 190 \$ となった。

王女が「ダイヤモンドをちりばめた腕輪」が未返却である旨を書簡でチュンに知らせる

と、チュンは、クオンに 300 \$ と利子を渡し、腕輪の受け出しと返却を指示したと返信してきた。

1907 年 10 月 10 日、クオンとチューランが王女の家に来て、まだ腕輪を受け出していないので、返却できないと告げた。さらに、王の行幸に随行する際に必要な物品を購入する費用として、チュンが腕輪を受け出しに行くために渡した銀 100 \$ を流用し、戻り次第、王女に腕輪を返却することにしたいと申し入れた。王女は利子をクオンが支払い、「私の物を損なわない〔腕輪を質流れさせないという意味であろう〕」ことを条件に、銀の流用を許可した。このやり取りに関しては、聞いていた証人がいる。

しかし帰還後、クオンが何も言ってこないので、王女はチュンに書簡で事情を知らせた。

1907 年 11 月 22 日、チュンの婿のニエイ・マウ Mao が王女の家を訪れ、トラブルの詳細を聞き取り、クオンと話すと言って辞去した。

1907 年 12 月 7 日、マウがクオン夫妻からの伝言を伝えた：トゥムが質入れした「ダイヤモンドの腕輪」は、チュンが銀を与えたが、まだ受け出しに行っていないので、王女が銀 200 \$ と利子を出しさえすれば、クオンが受け出しに行く。またクオン夫妻が借りた銀は、いずれ返済するので、そのままにしておいて欲しい。

王女はこれに承服できないので、1908 年 1 月 12 日付書簡で理事長官宛に訴えた。

さらに王女は③で、「クオン夫妻を散々に非難した後」、ジャンク船に残してきたコーヒーポット 1 個 (80 \$) とミルク缶 6 個の返還を求めた。

2.2. クオン夫妻の主張

クオン側の主張は、① 1908 年 1 月 27 日付の理事長官宛書簡 (fo)、② 2 月 29 日付の保護国

裁判所に対する答弁、③7月9日付の補足書類、④「マリカ王女の抗議に関するクオンの情報」(日付なし)(fo)に記されている。②③は7月27日付の王宮大臣から王宛書簡(ft)に引用されている。

①では、王女への借銀について、以下に要約するように説明している。

昨年、マリカ王女が初めてチューランに下記の装身具を渡し、「王女の利益のために〔王女自身が銀を入手するために〕」、質入れさせた：①ブリリアントカットのダイヤモンドをあしらったブローチ(50\$)、②指輪(50\$)、③腕輪(50\$)、④もう一つの腕輪(50\$)、⑤対になった腕輪(50\$)、合計250\$。チューランは王女の許可を得て、③を30\$、④を100\$で購入した。これらの装身具の総額は260\$となる(250\$が元の値、10\$が1か月半の利子)。

王女が貸したと主張している100\$は、王女から私に渡ってはいない。王女はチューランに④の装身具の買取を許可したことを度外視し、再度100\$を支払えと要求している。

「もう一つのブローチ〔王女が「ダイヤモンドとルビーをあしらったブローチ」と呼んでいるものか〕」について、チューランは150\$で購入したと認識しており、これに関する彼女の負債は70\$のみである。

「王女が不服を述べ立てている腕輪〔王女が「ダイヤモンドをちりばめた腕輪」と呼んでいるものか〕」の質入れ額は、400\$である。うち200\$がマリカ王女のためで、200\$がチューランのためである。

同質の問題がもう1件、王宮の裁判所に提出されている：王女は「ルビーの粒をあしらった腕輪」(50\$)と「ルビーをあしらったブローチ」(50\$)を受け出すために、「ペンダント型になったブローチ」を150\$で質入れた。

しかし②でクオン夫妻は、王女から銀もブローチも借りてはいないと主張し、銀の貸借の件は、王女を仲介者として、夫妻がチュンに預けていた銀1,900\$から500\$を渡すよう求めたところ、400\$を渡されたのであると説明した。さらに王女に対して無礼な口をきいたという件について、以下に要約するような説明をしている。

1907年10月19日、プノム・デル Phnom-Del¹⁰から戻ってきた王のジャンクや王宮の女性たちが乗るジャンクに近いことにはばかって、用心のため、自分たちのジャンクをポニエ・ルー知事の棧橋から遠ざけた。王女はこれが不満で、4枚の絨毯を残し、それ以外の品物を全て持ってジャンクを離れた。このとき王女は絨毯を誰かに任せることはしなかった。

1907年10月29日、王女が舟でやってきて、クオン夫妻に向かって、大声でなれなれしい口調で、皿2枚を借りたいと言い、さらに様々な不適切な言葉を口にした。これに対しチューランは、「自分は1役人の妻であり、したがって、目下に見下したような言葉を自分に対して使うべきではなく、同等に扱うべきである」と指摘しただけである。一方クオンは、王女に対し、「彼女は誰だ、誰に絨毯を任せたのか?」と言ったのみで、王女を侮辱してはいない。

③では、王女がジャンク船のなかに置き去りにした品物が列挙されている：銀メッキしたニッケルのフラスコ1個、盆1個、櫛12本、ジャンク船の窓用カーテン18枚、室内用カーテン1枚。さらに王女が主張するミルク缶6個は、王女が船内で何回も昼食をとったので残っていない。

最後にクオンは④で、以下に要約するような主張をした。

チュンの婿トゥムが銀を必要とし、マリカ王女に書簡を書いて、300 \$を借りたいと申し入れた。王女は承諾したが、300 \$を現銀で与える代わりに、望む額で質入れせよと言って、「ブローチ」を手渡した¹¹⁾。後にいきさつを知ったチュムが弟のクオンを呼び、300 \$を与え、問題のブローチを受け出し、王女に返却するよう言った。このとき王女はトゥムが作成した書類をクオンに渡しているため、チュムの指示が実行されたことは明白である。

王がバット・ダムバーンに経つ数日前、王女がチューランに会いに来て¹²⁾、「腕輪」を誰かに質入れし、バット・ダムバーンへの旅に必要な200 \$を手に入れることはできないかと相談した。チューランも同様に銀を必要としていたので、腕輪の値を400 \$とし、それぞれ200 \$ずつを分け合うことを申し入れた。そして腕輪の返却を希望する際には、銀を入手する必要上、数日前に連絡することが取り決められた。

プノム・ペンを発って2日後、「王女が常にクオンと差し向かいで同じ蚊帳の中にいて」、彼に性的な誘いかけをしたので、嫉妬したチューランがあらゆる手を尽くして妨害し、王女は「恥じて」コムボン・ルオン Kompong-Luong¹³⁾で船を降り、翌日の定期船を待ってシエム・リエブに向かった。

クオンが王とともにシエム・リエブに到着すると、王女は召使の1人を派遣して、彼女の皿を返すよう要求した。家人はこの召使を見知っていたので、皿を渡した。この召使が去るとすぐ、別の人間がやってきて、王女に言われて絨毯を取りに来たと言った。彼は地元住民で、家人が知らない人であったので、品物の引き渡しを断った。そこで王女がやって来て、チューランに向かってたくさんの粗野な口をきいた。チューランも同様に返した。そこで王女はチューランに向かい、「ええ、お前はお前の夫の権威を誇りにすればいい。

プノム・ペンに戻ってごらん、私も彼がきつく叱責されるようにしてやるから」と言った。事実プノム・ペンに戻ると、王女はクオン夫妻に対する不満を王に訴えた。そしてクオン夫妻が購入したジャンク船に対する権利を主張し、夫妻がそれをなおざりにしていると言って、大臣会議に介入を求めた。王は争いが起こったときに現場近くにおいて、全てを聞いていたため¹⁴⁾、王女の要求を却下した。しかし王女が固執したので、王は公式の手続きで和解を進めることに同意した。

事情を知ったチュンが婿のマウを送り、調停を試みたが失敗した。

王女が警察署長に訴えると、署長のデュピュイ Dupuis 氏は、「クオン夫妻が王女に品物を返還することを拒んでいるのではなく、王女がクオン夫妻に銀を返済していないのである」と判断し、王女には銀を返済するよう命じ、クオンには、その値に相当する装身具を質から受け出すよう命じた。クオンはこの命令に従い、警察署長を通じて装身具などを王女に返却した。ただし、王女が150 \$で質入れした「ペンダント状のブローチ」と、「今日王女が不服を申し立てている腕輪」は、まだ受け出されていない。

「腕輪」に関しては、王女は、「200 \$と利子」を返済する義務があるにもかかわらず、自分が返済すべき額は10 \$のみであると主張しているが〔この主張は王女の書簡からは確認できない〕、王女がこれが真実であると宣誓するならば、クオンは200 \$を放棄し、「ブローチ〔原文ママ〕」を返却する。そうでないならば、警察署長が既に命じている通り、王女は「200 \$と利子」を返済しなければならない。また王女がクオンに宣誓するよう求めるのならば、クオンは宣誓後に「係争中の品物〔腕輪〕」を彼の所有に帰するよう要求する。

「150 \$の価格のもう1つのブローチ」に関しては、クオンと妻は、王女から購入した

と認識している。夫妻はまず 60 \$ を支払い、さらに 20 \$ を支払った。この 20 \$ は、チューラン自身が王女のもとに持っていった。王女がこの 20 \$ が返済されているということに異議を唱えるのならば、夫妻は宣誓を求める。宣誓の後、夫妻はこれらを放棄する。

「マリカ王女がクオンに貸したと主張している 100 \$」については、紙面でのはっきりした証明がない限り、支払いに同意しない。しかし王女が宣誓するのならば、クオンは自身の敗訴を受け入れ、100 \$ を返済する。

いずれにせよマリカ王女の不服申し立ては根拠あるものではなく、クオン夫妻は中傷に対して制裁が加えられることを希望する。

2.3. 双方の主張の相違

当然のことながら、双方の主張にはくい違いが見られるので、ここで整理しておく。

王女がクオンに 100 \$ を貸したとしている件では、クオンは正式な証書がないことを理由に、事実ではないと否定した。

王女のブローチをチューランが 150 \$ で買い取ったという件は、双方がこれを事実と認めているが、未返済の金額を王女は 90 \$ とし、クオンは 70 \$ としている。

腕輪を質入れした件について、マリカ王女は、最初、クオンの兄チュンの婿トゥムの要請に応えるために「腕輪」を与えて質入れさせ、その後、チュンが返済用に渡した銀を、クオン夫妻が行幸に随行する準備のために流用したと説明している。一方クオンは、トゥムの要望に応じて質入れされたのは「ブローチ」で、これはすでに返済されていると主張する。

また王女は、随行費用の調達のために王女を頼ってきたのはクオン夫妻の側であり、これに応えるために、自分の「ブローチ」を質入れさせたと主張する。一方クオンは、随行のための費用調達の相談を持ち掛けてきたのはマリカ王女の方で、そのために王女の「腕輪」を質入れしたと主張する。さらに、チュンの娘婿マウが

あいだに入ったが、彼による調停は不首尾であったこと、王女の「ダイヤモンドをちりばめた腕輪」と「ペンダント状のブローチ」が質入れされたままになっていることは、両者で一致している。

一連のやり取りで目を引くのは、マリカ王女が相当数のルビーやダイヤモンドの装身具を所有しており、高官の妻が装うために貸し出したり、自身の必要だけではなく、親交のある高官の要請に応じてこれらを質入れし、銀を調達したりしていたことである。王女がクオン夫妻やトゥムに銀や装身具を貸してもよいと判断した背景には、クオンの兄・トゥムの舅であり、王と近い高官である、チュンに対する信用があった。事実チュンは、度々返済を肩代わりしている。

王女がジャンク船を降りることになったチューランとのトラブルの原因を、王女の書簡は記していない。一方クオンは、王の船から離れた場所に移動したことに王女が不満を抱いた、王女が彼に性的な誘いかけをしたのでチューランが嫉妬したなどと説明している。

王女がジャンク船に残してきた品物を取り返そうとした際のトラブルについては、王女がそれらを誰かに委ねなかったことをクオンが咎めたという点と、王女に対してチューランが言い返したという点で、両者の主張は一致している。このときチューランが王女に対し、高官である夫とその妻である自分を、目下に対する言葉づかいではなく、王女すなわち王族と同等の人物に対する言葉づかいで遇すべきであると主張したという点も、両者の書簡において一致している。さらにクオンもまた、王女が先に粗野な口をきいたので、チューランは同じように言い返ただけであると主張していることから、妻と同じく、王族に対して粗野な言葉づかいをすることが問題であるとは考えていなかったことがうかがえる。

またクオンは、王女がジャンク船に残した品物の返還を拒んだ理由を、王女の使いが見知ら

ぬ人物だったためであると説明している。このことから王女とクオン夫妻は、互いに親交があっただけではなく、それぞれの召使同志も、使いとして往来するなかで、顔見知りになっていたことが分かる。顔が知られていない場合、身元を保証するのは第一に書類の携行であり、そして服装であった。文書ファイル RSC25449 には、クオンの事件とは関係がないと思われる、1908年2月1日付のマリカ王女から理事官府第2事務室長宛の書簡 (*ko*) が混入している。この書簡で王女は、当日の午前中、「行政府の人々とは異なる、一般の人々の衣服を着た若い男性」が1人、王女の家を訪れて、第2事務室長が王女を召喚していると伝えたが、「書簡がない」ことに不信感を抱いたので、「もし私を召喚しているのが真実であれば、文書をもって知らせて欲しい」と要求している。

2.4. 国籍詐称問題

クオンによる国籍詐称問題について、1908年7月27日付の王宮大臣から王宛書簡 (*ft*) には、以下のような経緯が記されている。最初、同年2月29日付の保護国裁判所に対する答弁に、クオンは「フランス人」で、チューランは「中国人」と記されていた。大臣会議は、「本当に彼はフランス臣民であるのか知るために」、保護国政府（フランス植民地当局）にクオンの国籍を問いあわせることで合意した。一方マリカ王女は同年3月1日付の補足書類のなかで、クオンの国籍詐称を法律に則って処罰するよう求めた。他方クオンは5月14日付の大臣会議宛書簡で、代書人が誤って「ヨーロッパ国籍」と書いてしまったと釈明し、自分は「カンボジア国籍であるがカトリック教徒である」と宣言し、公正な判断を求めた。

1909年2月20日付大臣会議の裁定 (*ko, ft*) から、1908年2月29日付の答弁に記されたクメール語は、「チエト Cheat (民族)・バラン Barang」であったことが分かる。フランス語訳文では、「フランス国籍」となっている。「バラ

ン」という語は、『王朝年代記』などの文献では、ヨーロッパ人一般を指す語として用いられており、前植民地期から、外来者だけではなく、チュンやクオンやモンテイロ家のように、古くから土着化していたヨーロッパ系カトリック教徒を指す語としても使われてきた。したがってクオンが「バラン」であることは、彼を知る人々のなかで一般的な認識であったはずである。この事件から、1908年時点で「バラン」という語は、口語的表現としては従前通りの意味で使われていたが、公式の書類に記入した場合、あるいは「チエト」という語を冠した場合には、厳密に「フランス国籍」のみを意味するものとされるようになっていたと考えられる。

2.5. 裁判の過程

1908年10月14日付王宮大臣から理事長官宛書簡 (*ko, ft*)、1909年2月20日付大臣会議の裁定 (*ko, ft*) から、この事件に関する裁判の過程を以下のように整理できる。

1907年11月23日付の訴状で、マリカ王女が王に訴えた。王はこの訴状の上に書付をし、王宮内の裁判所に送って裁かせた。王宮内の裁判所は3か月間調停を試みたが、決着できなかったため、1908年3月30日付で書類を作成し、王に報告した。王はこの書類の上に4月18日付で書付をし、大臣会議に送って審議させた。大臣会議はさらに3か月間調停を試みたが、訴状は取り下げられなかった。そこで大臣会議は法律に則ってクオン夫妻の敗訴とし、元銀とダイヤモンドの装身具、訴状にある品物を王女に返還することとし、夫妻が王女を侮辱した件についても、法律に則って罰金を課すこととした。

大臣会議は7月27日付で王宮大臣に書簡264番を作成させ、王に報告させた。王は8月4日付でこの書簡の上に書付をし、8月7日に双方の代理人を御前に召喚し、王宮大臣の書簡を読み上げて聞かせ、異論があれば王

に申し上げるよう言った。クオン側は、王女が宣誓するという条件で、全ての品物を返還すると答えた。

拝謁を終えて出てきた後、王宮大臣は、王がまだ大臣会議の裁定を許可する旨の書付を下さっていないこと〔おそらく、大臣会議の裁定がまだ効力を持っていないこと〕に気づき、クオンの兄であるチュンと話をした。その結果両者は、王女が訴えを取り下げれば、クオン夫妻は罰金を支払わなくてもよくなるという結論に達し、王宮大臣がその旨を大臣会議で話し、大臣会議が双方に働きかけて訴えを取り下げさせ、クオンが罰金を支払わなくてよくなるようにすることで合意した。

1908年12月14日、謁見から4か月と6日後、大臣会議はマリカ王女から書簡を受け取った¹⁵⁾。王女の書簡には、訴えの取り下げを承諾すること、何らかの手数料を取る場合には、取り下げを願っている方〔クオン側〕から徴収して欲しいとあった。大臣会議がこれをクオン夫妻に伝えると、彼らは訴えの取り下げと手数料の支払いを承服したが、法律に則った書類を大臣会議に提出することはなかった。

一方クオンの兄チュンは、王にも働きかけ、訴状を取り下げさせ、大臣会議に審議させないようしようとした。王はチュンに対し、直筆〔チュンの書簡の上への書付か〕で、クオンに書類を作成させ、それを大臣会議に送って和解を成立させ、法律に則って手数料を支払わせるように命じた。しかしチュンは再度、訴状の取り下げと、大臣会議への命令を王に懇願した。大臣会議は、チュンの要請は、自身の縁故を用いて罰金刑を免れさせただけでは満足せず、書類を抹消し、手数料まで免れさせようとする、執拗な法律違反であると判断した。

以上を踏まえて、1909年2月20日付大臣会議は次のように裁定した。クオン夫妻は王女を侮辱するという罪を犯しているが、王女

が訴えを取り下げたので、クオンはこれに対する罰金を免れることができる。大臣会議は関連書類を保管し、裁判手数料4 \$に加え、元銀400 \$とダイヤモンドの装身具の価格100 \$の10分の1に相当する手数料50 \$、総計54 \$をクオンから徴収し、〔国〕庫に納入する。さらに書類に「チェト・バラン」と記載した件に関しては、クマエ〔クメールすなわちカンボジア〕の政府や裁判所の権威から逃れようとしたと考えられるので、大臣会議令を出して譴責する。

1909年4月8日付大臣会議議事録抜粋 (fi)を見ると、この事件が継続して審議されており、軍事大臣が、マリカ王女への銀の返済が裁判所を通じてなされる場合にのみ、10分の1の手数料を徴収すべきであるという意見を述べている。これに対して司法大臣は、王女が訴えを取り下げる前に判決が出ているので、手数料は全額支払われるべきだと意見した。そこで理事長官が、意見が分かれているので後日再び審議するよう提案し、承認された。同年6月16日付大臣会議議事録抜粋 (fi) では、クオンに裁判手数料と銀返済の手数料、さらに譴責処分を科すことを決定し、承認されている。

先に見たように、クオンの兄チュンはマリカ王女と親交があり、ゆえに王女はチュンの弟クオンや婿のトゥムに銀や装身具を貸し与えた。チュンはまた王宮大臣とも親交があり、彼を通じて大臣会議に働きかけ、マリカ王女への侮辱に関する訴えを取り下げさせ、クオンの罰金刑を免れさせることに成功した。さらにチュンは、王と直に接することができる自らの立場を利用して、事件自体のもみ消しを図った。しかしこれは過度の越権行為として大臣会議の反感を買い、失敗に終わった。この事件との関係は不明であるが、裁判が進行中の1908年9月に、クオンはトボーン・クモム知事に任命され、プノム・ペンを離れている。

3. 地方知事としてのクオン

3.1. トボーン・クモム知事の職務怠慢事件

1910年4月27日付の大臣会議議事録抜粋(*fi*)には、トボーン・クモム地方の盗賊を鎮圧するために、サーラー・カエトをスオン Suong 村かカンダオル・チロム Kandol-Chrum 村に移転すべきであるという、クラチェ Kratié 理事官¹⁶⁾の提案に対する議論が記されている。理事官が移転を強く勧める理由としているのは、知事が中心地から離れたコーシナ国境地域に無関心であるがゆえに、盗賊たちが何者も恐れることなく活動し、住民たちを蹂躪しているという現状であった¹⁷⁾。

またクラチェ理事官ガルティエ Galtier は、クオンの身上書(*fo*)で、彼の勤務態度を、「非常にまじめだが少し虚弱な官吏、適性や知識に鑑みて職務を選ぶべき」(1911年1月15日付)、「非常にまじめだが極端に虚弱な官吏、活力に欠ける」(1911年11月15日付)と評価している。

1912年11月22日付の大臣令(*fi*)によって譴責された職務怠慢は、統計情報の提示を求めて、コムポン・チャーム理事官が繰り返し督促状を送ったにもかかわらず、クオンが数か月間にわたってこれに応じなかったことであった。

イア・カウがクオンの後任としてトボーン・クモム知事に任命された際、理事官からの1913年第1四半期定期報告書には、同地方は未服従の少数民族が人口の大半を占める「常に難しい地方」であり、「精力的で牽引力があり、威厳のある人物」を知事として配置すべきであるという提案が記されている(北川, 2018a, p.25)。

以上から、現地を統括するフランス人理事官たちは、クオンはトボーン・クモム知事として適任者ではないと評価していたことが分かる。

3.2. コムポン・シエムの公金窃盗事件

職務怠慢により譴責を受けたにもかかわらず、クオンは1913年7月31日からコムポン・シエム知事に任命されている。コムポン・シエ

ム知事の居所は、メコン沿岸の主要都市で理事官府の所在地でもあるコムポン・チャームにあり、先論のイア・カウ関連文書を見ても(北川, 2018a, p.29)、これは事実上の昇進人事ということになる。またトボーン・クモムが国境に近い辺境地域であったのに対し、コムポン・シエムは幹線交通路上の都市域にあたり、治安上の問題ははるかに少なかった。

彼が管轄するコムポン・シエムのサーラー・カエトで発生した公金窃盗事件の経緯は、コムポン・チャーム理事官の命令で調査に派遣されたフランス人行政官補佐による1915年2月20日付の理事官宛書簡(*fo*)から、以下のように整理できる。

1915年2月15日は中国人のテト Têt〔正月〕の祭りで、サーラー・カエトは閉められていた。2月14日夕方5時頃、ミエン Mien 村のチュムトップ Chumtop〔助役〕とクロマカー Kromokar〔役人〕たちが、徴収した稲の税をサーラー・カエトに持ってきた。ヨークバット Yokebet〔知事の配下の地方官職の1つ〕・ドゥル Doul〔個人名〕がこれを受け取り、金庫を開けようとしたところ、異常があり、解錠に数分を要した。金庫を開けて現金の紛失に気づいたドゥルは、同日中にこれを知事に報告した。

本来ならば金庫には、現金で18,579.11 \$が納められているはずであったが、実際に納められていた額は7,742.60 \$であり、ゆえに $18,579.11 - 7,742.60 = 10,836.51$ \$の差が生じる。さらにクオンの部屋の金庫に2,266 \$が入っていたので、不足額は $10,836.51 - 2,266 = 8,570.51$ \$となった。同じくクオンが個人的な必要があって1,500 \$を取り置いたこと、数日前に友人の中国人リ・ユ・イ Ly-You-Y に1,000 \$を貸したことを申告したので、失われた金額は、 $8,570.51 - (1,500 + 1,000) = 6,070.51$ \$となった¹⁸⁾。

金庫は知事の執務室の中にあり、上下2つ

の部分に分かれていて、上部には文字錠がついていたが、下部は通常の鍵で開閉するようになっていた。こじ開けられた形跡はなかった。

ドゥルは、コムボン・シエムのサーラー・カエトに配属されて以来、金庫の鍵と、メークム Mé Khum [村長] が徴収した税などの現金を受け取って金庫に納め、保管する責務を負っていた。

スミエン Smien [書記] のチュオン Chhuon は、書類の管理を担当し、毎夕当日の集金状況を知事に報告することを任務としていた。

クオンは口頭と文書で、「ドゥルとチュオンが疑わしい」と主張したが、証拠はない。

ドゥルは、長時間の尋問のなかで、「自分が知らないあいだにチュオンが盗んだのであろう」と主張し、「チュオンは金庫の下部の鍵そのものか、あるいは模造の鍵を持っていたのであろう」という推論を述べ、その根拠として、以下のような事実を挙げた。①2月12日夕方、銀の納付を受け取るため、ミエンのチュムトップとともにサーラー・カエトに戻ったとき、チュオンと出会ったが、彼は銀の受領をやめさせようとした。これは可能な限り窃盗の発覚を遅らせようとしたのではないか。②金庫の下部の鍵が働かず、何度も試みた後に開いたことを、ミエンのチュムトップが確認している。③チュオンはトボーン・クモムで同じ知事 [クオン] に仕えていたときにも、窃盗を犯していたらしい。④チュオンは賭博好きであるらしい。⑤チュオンは金庫の下部の鍵と似た鍵を持っているらしい。ドゥルはさらに、「チュオンは知事の命令でこの窃盗を行ったのかもしれない」、「知事には多くの借金があり、それらを支払う方法として、これを思いついたのではないか」、「窃盗を確認した後、即座に報告するよう知事に言ったが、知事は返済するから無用だと言った」と付け加えた。

チュオンは、証拠のないまま、「ドゥルが窃盗を装ったのだ」と告発した。

行政官補佐は、クオンが不可抗力を主張したりせず、自発的に返済を申し出ていることを理由に、クオンの命令で窃盗がなされた可能性を否定し、この犯行はサーラー・カエトの勤務者のみが可能であること、彼らは全てカンボジア人であるので、理事官府の裁判所は権限を持たないことを結論として、報告書を締めくくった。

同年3月20日付のコムボン・チャーム理事官から理事長官宛書簡 (fo) では、コムボン・シエムのサーラー・カエトに勤務する3人のカンボジア人官吏の嫌疑について、以下のように記している。

ドゥルの勤務状況を見る限り、嫌疑は不十分で、彼が賭博で大きく負けたというような事実はないか確認中である。

チュオンの疑いが濃厚だが、彼は知事が個人的に雇用している人員であるので、王令は適用されず、彼が犯人であると判明した場合には、サーラー・カエトに委ねられる。

知事は現金の管理を自分でせず、ドゥルに任せたこと、[より安全な] 金庫の上部に現金を納めるように配慮しなかったことが怠慢であり、さらに自分のために1,500 \$を取り分け、友人に1,000 \$を貸すという失策を犯している。ただし、知事は損失額を弁済する意思を示し、司法大臣である兄 [チュン] が弁済を保証し、すでにコムボン・チャームに赴いて全額を弁済したので、公には何の損失もなく、また知事は弁済金を負ったことで、すでに厳しい処罰を受けているとみなすことができる。

その後の裁判の経過は、1915年7月10日付の司法大臣チュンから理事長官府宛書簡 215番 (ko, fi) に、以下に要約するように記されている。

スミエンのチュオンは、6,737 \$ の紙幣を盗んだという容疑を否認した。彼は中国人キム・セア Kim-Sea の家で1度カード賭博をし、19 \$ を失ったこと、書記ギン Nginn の家でも1度賭博をし、さらに10 \$ を失ったことを認めたが、20 \$ 紙幣や50 \$ 紙幣で賭博をしたことは決してないと主張した。

サーラー・カエトの裁判官は、チュオンが「自分の金庫を開けるため」と言って、アンナム人ベイ Bay に鍵を作らせたという情報を得た。しかしチュオン宅を捜査したところ、この鍵で開く金庫は見つからず、盗まれた銀が入っていた金庫で試したところ、開くことが確認されたので、この鍵は問題の銀を盗むために作られたと推測される。

さらにチュオンは、トボン・クモムのサーラー・カエトに置かれていた中国人の人頭税を詐取し、6か月間投獄されていたことがある。

サーラー・カエトの裁判官は、満場一致で、6,737 \$ の国庫収入を盗んだのはチュオンと考えられるとし、彼は再犯なので、強制労働10年と罷免、クオンへの6,737 \$ の返済を命じた。

チュオンはこの判決に異議を唱えて上訴し、サーラー・ウットー Sala Outor [高等裁判所] で裁判が継続中である。

以上から、イア・カウに関する先論で確認したのと同様に(北川, 2018a, p.30)、直接村落と連絡して業務を行うサーラー・カエトの人員が全てカンボジア人であったこと、さらに知事が個人的に雇用した人員も含まれていたことが分かる。

またクオンの兄のチュンは、マリカ王女の事件同様、この事件にも関与し、弟の弁済を肩代わりして、損失額全額を負担している。

一方フランス植民地当局は、被疑者全員がカンボジア人であることと、被害額が弁済され、

行政府に実質的な損害がなかったことを理由に、事件をカンボジア側に任せて静観する姿勢をとった。

なおクオンはこの事件が発覚した後、1915年4月16日付の理事長官令 (*fo*) で、6か月間の休暇(給与半額支給)を許可された。その後、休暇の期限が切れる10月26日付で内務大臣宛に書簡 (*ko, fi*) を送り、「健康が改善しない」という理由で休職の許可を求め、11月15日付の王令 (*fi*) によって許可された。10月26日付書簡には、「体調が回復したら復職させて欲しい」という希望が記されている。しかしイア・カウが同年9月27日にコムボン・シエム知事に任命され、1920年4月9日付で定年退職するまで在任している(北川, 2018a, p.20)、クオンの復職はなかったことが判明する。またチュンは1924年10月30日付で遺言状を作成し、弟のオクニャー・モントレイ・ペアッカディ・クオンを相続人の1人に指定している(北川, 2009, p.97)、少なくともこの時期まではクオンが存命していたことと、コムボン・シエム知事が彼の最後の役職であったことも判明する。

おわりに

クオン夫妻とマリカ王女のあいだにトラブルが発生するきっかけとなった、1907年のバット・ダムバーン、シエム・リエプ行幸は、同年、両地方がシャムから「返還」されたことに関連する、国家的ページェントであった。夫妻と王女には、王の行列に煌びやかさを演出する廷臣、王族として参加するため、ジャンク船と、それを彩る漕ぎ手の衣装やカーテン等を調達する必要が生じた。

王女はまとまった額の銀と、質草となる装身具類を所有していた。クオン夫妻にはそれらを質入れして銀を得ることができる伝手があり、当初は両者が協力して、随行のための費用を調達した。クオンの兄チュンは相当規模の資産を持っており、王女は彼に対する信用ゆえに、弟

のクオンと婿のトゥムに銀や装身具を貸し与えた。またチュンには王や大臣たちとの縁故があり、これを利用して、クオンに対する処罰の軽減をはかった。

地方知事としてのクオンは、長期のフランス留学経験があり、きわめて流暢なフランス語を操ることができたにもかかわらず、フランス人理事官たちからの評価は芳しくなかった。彼らが配下の現地人知事に求めていたのは、フランス語能力よりもむしろ、治安の維持など地方統治の実務能力と能動性、積極性であったと考えられる。とくに村落と直接交渉するサーラー・カエトの勤務者は、カンボジア語を母語とする人員で構成されており、現地の政治的・社会的慣行に習熟した人材が求められていた。マリカ王女とのトラブルから察するに、王族に対するカンボジア語での適切な言葉づかいを理解していなかったと思われるクオン夫妻は、廷臣としての資質にも欠けていたといえるかもしれない。

現地人官吏の身上書に設けられた宮廷との関係を問う欄は、彼らの人脈、パトロン・クライアント関係を把握しておく必要があると、フランス植民地当局が認識していたことを示している。クオンは成人して妻子を持ち、オクニャーのタイトルを持つ高官に任じられているが、最後まで兄チュンの庇護下から離れることはなかった。個人として資質に欠けていても、クオンが高官を務めることができたのは、チュンの存在が保証となったためであろう。チュンの遺言状では、娘婿で軍事大臣代理のマウを、動産の分配の責任者、「受遺者の話し合いで処分を決定すべき不動産」の処分を決定する「家族会議」の副長、遺産運用の収支全体に責任を持つ会計役に任じている。一方クオンは弟として、嫡子（全体の26分の5）に次ぐ、庶子と同等の割合（同26分の2）での遺産の分配を受け、前述の「家族会議」の長と会計書類の保管係に指名された。さらにチュンの自邸には、マウとその娘、チュンの庶子たちが同居していたが、

チュンの死後、クオンが望むのならば居住を許可するとされた(北川, 2009)。以上のことから、親類縁者を庇護する、一族の長としてのチュンの立場は、弟のクオンに一定の配慮をしつつも、おそらくは実務能力で上回っていた、娘婿のマウが引き継ぐことになったと考えられる。

註

- 1) 個人ごとに身上書や証書類、人事などに関する王令・大臣令、書簡、訴訟関連文書などをまとめたもの。クオンは官吏としての個人番号、Mle196を割り振られている。
- 2) カンボジア語表記が判明していないので、正確な音は不明。
- 3) 彼の兄チュンはカトリック教徒の村ポニエ・ルーの出身といわれている。
- 4) 女性一般の名前の前に付される語。
- 5) 旧王都ウドン Odongk 近郊、17世紀の南洋日本町やオランダ商館の所在地として知られる。当時からポルトガル系カトリック教徒のコミュニティが存在し、日本人カトリック教徒と混住・通婚していた。
- 6) プノム・ペン・シエム・リエブ間を定期航行していた商船兼旅客船と想定される。
- 7) シエム・リエブ河口右岸に位置し、ランドマークの役割を果たす山。古代の神殿遺構がある。
- 8) 官人の位階。10 ポアンが最高位で、最下位は1 ポアン。
- 9) 「長」を意味する語。個人の名前（この場合はトゥム）の前に付される。
- 10) ウドン近隣の丘、寺院等がある。
- 11) 「トゥムが無限に支払いを滞らせないように」という目的があった」と括弧書き。
- 12) 「全ては彼女たちだけのあいだで起こったことを明らかにしておく」と括弧書き。
- 13) ウドン近郊の河港。
- 14) 「王の船はクオンの船のすぐ近くにいた。王はそのなかにおいて、争いが起こった際にマリカ王女を見ている」と括弧書き。

- 15) 1909年4月8日付大臣会議議事録抜粋 (*fi*) によると、王女は夫に会うためシンガポールに行っており、帰国後に取り下げをした。
- 16) クラチェとコムポン・チャームはメコン沿岸、前者の方が上流に位置する。トボーン・クモム地方は1912年までクラチェ理事官の管轄下にあったが、同年クラチェ理事官府がコムポン・チャーム理事官府に併合されたことにより、コムポン・チャーム理事官の管轄下に入った。
- 17) 大臣会議は地方の中心に位置するスオンに知事を配置し、カンダオル・チロムにはバラット Balat (知事の副官) が指揮する行政分署を置くべきであるという見解を提示した。理事長官はコーチシナ国境に近いカンダオル・チロムに知事を配置することにより、国境地域を厳しく監視することができるという利点を強調した。そこで大臣会議は理事長官の意見に与し、適当な時期に引越し作業が始められるよう、サーラー・カエトの移転許可を早急に取りべきであるとし、承認された。
- 18) 1915年7月10日付司法大臣から理事長官府宛書簡 215 番 (*ko,fi*) には、紙幣を入れていたカバン1つがなくなっており、6,770.44 \$ の現金しか残されていなかったと記されている。

アにおける歴代司法大臣の経歴 (1)」
Nagoya University Asian Law Bulletin. 2, 96-107.

傘谷祐之 (2017). 「フランス植民地期カンボジアにおける歴代司法大臣の経歴 (2)」
Nagoya University Asian Law Bulletin. 3, 44-55.

北川香子 (2001). 「ヨーロッパ人の見たアン・ドゥオン王および王都と港」『南方文化』28, 177-207.

北川香子 (2009). 「元司法大臣アレクシス・ルイ・チュンの遺言状—フランス国立海外公文書センター所蔵文書 INDO-RSC-00495 の分析—」『南方文化』36, 89-107.

北川香子 (2013). 「ポー・ヴィエル寺の選択—寺院史から見た「返還」前後のバット・ダムバーン—」『南方文化』40, 1-23.

北川香子 (2017). 「海の反乱—植民地期カンボジア、コムポート地方の1885年反仏反乱—」『順天堂グローバル教養論集』2, 18-32.

北川香子 (2018a). 「フランス植民地支配下のカンボジア人地方知事イア・カウ」『順天堂グローバル教養論集』3, 17-32.

北川香子 (2018b). 「マリカ王女の子どもたち—植民地期カンボジアの反権力—」『専修人文論集』102, 161-186.

RSC25449 (1908-1915). *Dossier personnel de M.Khuon Yang, gouverneur de Thbaung Khmum, Kompong Siem.* (プノム・ペン国立公文書館所蔵)

引用文献

- 今川幸雄 (2008). 「ポル・ポト」『東南アジアを知る事典』, 417-418.
- 傘谷祐之 (2016). 「フランス植民地期カンボジ